

【資料】 オーストラリアのヘイト・スピーチ関連法令

奈 須 祐 治

本稿は、オーストラリアの連邦及び各州のヘイト・スピーチ関連法令の条文を翻訳するものである。すべての規定を網羅するものではなく、核となる重要なものを選別して翻訳した。改正又は削除されることにより、現行法として用いられていない規定には下線を引いた。改正が行われた条文については、原則として最新の条文を示した。

《連邦》

1975年人種差別法

Racial Discrimination Act 1975

第2部 人種差別の禁止

第16条 [広告]

この部の規定によって違法とされる行為、又は場合により、12条3項若しくは15条5項がなければ12条若しくは15条によって違法とされる行為¹を行う意図を示す、又は示すものと合理的に理解できる広告又は掲示物を発表若しくは掲示すること、又はその原因をつくり、若しくはそれを許可することは違法とされる。

1 12条は土地、住居又はその他の宿泊施設における差別行為を、15条は雇用における差別行為を違法とするものであり、12条3項・15条5項はそれらの行為を免責する規定である。

第17条〔違法行為の煽動の違法性〕

- (a) この部の規定により違法とされる行為の遂行を煽動すること、又は、
- (b) そのような行為の遂行を財政的支援その他の方法により支援し、若しくは促進することは違法とされる。

第2A部 人種憎悪に基づく不快な行動の禁止

第18C条〔人種、肌の色又は国民的若しくは民族的起源を理由とした不快な行為〕

第1項

- (a) ある行為が、すべての状況にかんがみ、他の個人又は集団を不快にし、侮辱し、辱め、又は脅す可能性が合理的にみて高い場合で、かつ、
- (b) それが、当該個人、又は当該集団の一部若しくは全部の人種、肌の色又は国民的若しくは民族的起源を理由になされる場合、私的になされる場合を除いて、当該行為を行うことは違法とされる。

第2項

- (a) ある行為が、言葉、音、映像又は著述が公衆に伝達される原因を作っている場合、
- (b) それが、公共の場でなされる場合、又は、
- (c) それが、公共の場にいる人々が見聞きしうる範囲内でなされる場合には、

当該行為は、前項にいう私的になされる場合にあたらないものとする。

第3項 本条において、「公共の場」とは、公衆が、権利として、又は招待によりアクセスしうるいかなる場所をも含み、権利又は招待が明示されたものかどうか、及び入場料金が課されているかどうかを問わないものとする。

第18D条〔免責〕

前条の規定は、次の各号の場合における、合理的な、かつ善意による発言又は行為を違法とするものではない。

【資料】 オーストラリアのヘイト・スピーチ関連法令

- (a) 芸術作品を上演、展示、若しくは配布する場合、
- (b) 学問、芸術若しくは科学に関する誠実な目的、若しくはその他の公益に資する誠実な目的でなされた、言明、出版、討論若しくは議論の過程における場合、又は、
- (c) 次のいずれかを行い、若しくは公表する場合
 - (i) 公的関心の対象となる事件若しくは問題の公正かつ正確な報告、若しくは、
 - (ii) 公的関心の対象となる事件若しくは問題についての公正な論評。
ただし、論評がそれを行う人が保持する誠実な信念の表明である場合に限る。

第18E条〔代位責任〕

第1項 次項に該当する場合を除いて、

(a) ある人の被用者又は代理人が、被用者又は代理人としての義務と関連してある行為を行った場合で、かつ、

(b) その者によって行われた場合に、その行為がこの部の下で違法となる場合、

その者に対し、当該行為を行ったものとみなして本法を適用する。

第2項 その者が、被用者又は代理人による行為を妨げるためのすべての合理的な措置をとったことが立証される場合、その被用者又は代理人の行為に前項の規定を適用しないものとする。

第18F条〔州及び特別地域の法への不干渉〕

この部の諸規定は、州又は特別地域の法が同時に実施されることを排除又は制限するものではない。

第4部 犯罪

第26条〔明白に規定されない限り、違法行為は犯罪とされないこと〕

この部において明白に規定される場合を除き、第2部又は第2A部の規定

により違法とされる行為を行い、又は他者がそれを行うことに同意することは、犯罪とされない。

1995年刑法

Criminal Code Act 1995

第80.2A条 [集団に対する暴力の勧奨]

—犯罪—

第1項 次の各号に該当する行為を行った者（以下、「第一当事者」）は有罪とされる。

(a) 第一当事者が他者又は集団を、集団（以下、「標的集団」）に対して威力又は暴力を用いるよう意図的に促し、かつ、

(b) 第一当事者が威力又は暴力が生じることを意図して前号の行為を行い、かつ、

(c) 標的集団が人種、宗教、国籍、国民的若しくは民族的起源又は政治的意見によって識別され、かつ、

(d) 威力又は暴力の使用が連邦の平穏、秩序及び良き統治を脅かす場合
刑罰：7年間の自由刑

第2項 次の各号に該当する行為を行った者（以下、「第一当事者」）は有罪とされる。

(a) 第一当事者が他者又は集団を、集団（以下、「標的集団」）に対して威力又は暴力を用いるよう意図的に促し、かつ、

(b) 第一当事者が威力又は暴力が生じることを意図して前号の行為を行い、かつ、

(c) 標的集団が人種、宗教、国籍、国民的若しくは民族的起源又は政治的意見によって識別される場合

刑罰：5年間の自由刑

第3項 第1項第c号及び前項第c号については、無思慮の行為を有過失とみなす。

—代替的評決—

第4項 第1項の罪（以下、「起訴された罪」）で起訴がなされ、事実認定者が、

(a) 被告人が有罪であることを確信できないが、

(b) 被告人が第2項の罪（以下、「代替的な罪」）で有罪であることを合理的な疑いを超えて確信できる場合には、

次項が適用される。

第5項 事実認定者は被告人を起訴された罪については無罪にしつつ、代替的な罪で有罪にすることができる。ただし、被告人には代替的な罪の認定に関して手続的公正が付与されなければならない。

第80.2B条 【集団の成員に対する暴力の勧奨】

—犯罪—

第1項 次の各号に該当する行為を行った者（以下、「第一当事者」）は有罪とされる。

(a) 第一当事者が他者又は集団を、個人（以下、「標的人」）に対して威力又は暴力を用いるよう意図的に促し、かつ、

(b) 第一当事者が威力又は暴力が生じることを意図して前号の行為を行い、かつ、

(c) 第一当事者が、標的人が集団（以下、「標的集団」）の成員であるという彼又は彼女の信念を理由に第a号の行為を行い、かつ、

(d) 標的集団が人種、宗教、国籍、国民的若しくは民族的起源又は政治的意見によって識別され、かつ、

(e) 威力又は暴力の使用が連邦の平穏、秩序及び良き統治を脅かす場合

刑罰：7年間の自由刑

第2項 次の各号に該当する行為を行った者（以下、「第一当事者」）は有罪とされる。

(a) 第一当事者が他者又は集団を、個人（以下、「標的人」）に対して威力又は暴力を用いるよう意図的に促し、かつ、

(b) 第一当事者が威力又は暴力が生じることを意図して前号の行為を行い、かつ、

(c) 第一当事者が、標的人が集団（以下、「標的集団」）の成員であるという彼又は彼女の信念を理由に第a号の行為を行い、かつ、

(d) 標的集団が人種、宗教、国籍、国民的若しくは民族的起源又は政治的意見によって識別される場合

刑罰：5年間の自由刑

第3項 第1項第c号及び前項第c号の解釈において、標的人が実際に標的集団の成員であるかは問わない。

第4項 第1項第d号及び第2項第d号については、無思慮の行為を有過失とみなす。

—代替的評決—

第5項 第1項の罪（以下、「起訴された罪」）で起訴がなされ、事実認定者が、

(a) 被告人が有罪であることを確信できないが、

(b) 被告人が第2項の罪（以下、「代替的な罪」）で有罪であることを合理的な疑いを超えて確信できる場合には、
次項が適用される。

第6項 事実認定者は被告人を起訴された罪については無罪にしつつ、代替的な罪で有罪にすることができる。ただし、被告人には代替的な罪の認定に関して手続的公正が付与されなければならない。

第80.2D条〔ジェノサイドの唱道〕

第1項 次の各号に該当する行為を行った者は有罪とされる。

(a) ジェノサイドを唱道し、かつ、

(b) 他者がジェノサイドを行うことについて無思慮に前号の行為を行う場合

刑罰：7年間の自由刑

—二重の危険—

第2項 前項の罪を構成する行為と実質的に同一の行為による罪で、国際刑事裁判所により既に有罪又は無罪を宣告された場合、前項の罪について連邦、州又は特別地域の裁判所における裁判の対象とされない。

— 一定義 —

第3項 本条において、

「唱道する」とは、勧め、促し、奨励し、又は勧奨することをいう。

「ジェノサイド」とは、第268部B（ジェノサイド）の罪の遂行をいう。ただし、次の各号の罪を除くものとする。

(a) 第268部Bの罪に関する第11.1条（未遂）、第11.4条（煽動）若しくは第11.5条（共謀）の罪、又は、

(b) 第11.2条（共犯及び共通目的）、第11.2A条（共同遂行）若しくは第11.3条（代理人による罪の遂行）に反して遂行された第268部Bの罪

第4項 本条におけるジェノサイドの唱道は、次の各号の唱道を含むものとする。

(a) ジェノサイドが起こらない場合におけるジェノサイドの唱道、及び、

(b) ジェノサイドを構成する特定の罪の遂行の唱道、及び、

(c) 各々がジェノサイドを構成する複数の罪の遂行の唱道

《タスマニア州》

1998年反差別法

Anti-Discrimination Act 1998

第4部 差別及び禁止される行為

第2節 禁止される行為

第17条 [所定の行為及びセクシャル・ハラスメントの禁止]

第1項 何人も、通常人がすべての状況にかんがみ、不快にされ、辱められ、脅され、侮辱され、又は嘲笑されることを予期できる状況において、第16条第e号、第aないしd号、第ea号、第eb号、第k号、第f号、第fa号及び

第gないしj号にいう属性に基づいて、他者を不快にし、辱め、脅し、侮辱し、嘲笑する行為を行ってならない。

第2項 何人も他者に対してセクシャル・ハラスメントを行ってはならない。

第3項 次の各号の行為を、通常人がすべての状況にかんがみ、不快にされ、辱められ、脅され、侮辱され、又は嘲笑されることを予期できる状況において行った場合、セクシャル・ハラスメントを行ったものとする。

(a) 他者に対して、求められない性的性質の身体への接触行為を行った場合、

(b) 他者に対して、望まれない性的申し出を行い、若しくは望まれない性的許しを請う場合、

(c) 他者に向かって、若しくは他者のいる場において、その者に関して性的な含意を伴う望まれない意見若しくは言明を行う場合、

(d) 性的性質の望まれない身振り、しぐさ若しくはコメントを行う場合、又は、

(e) 他者に関する性的性質の行為で、その者が不快に思う行為を行う場合

第19条 [憎悪の煽動]

何人も、次の各号の事由に基づいて、個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を公然と煽動してはならない。

(a) 当該個人若しくは集団の成員の人種、

(b) 当該個人若しくは集団の成員の障害、

(c) 当該個人若しくは集団の成員の性的指向若しくは合法的な性的行為、又は、

(d) 当該個人若しくは集団の成員の宗教的信仰、宗教団体への所属若しくは宗教的活動

第20条 [差別及び禁止された行為の促進]

第1項 何人も差別又は禁止された行為を促進し、表現し、又は描写する

標識、掲示物又は広告を公表若しくは掲示し、又はその原因をつくり、若しくはそれを許可してはならない。

第2項 前項の規定は、差別又は禁止される行為²を思いとどまらせる目的で用いられた物には適用されない。

《ニューサウスウェールズ州》

1977年反差別法

Anti-Discrimination Act 1977

第2部 人種差別

第3A節 人種誹謗

第20B条〔「公然の行為」の定義〕

この部において「公然の行為」は、次の各号に掲げたものを含む。

(a) 演説、著述、印刷、掲示物の掲示、テープその他の記録物の放送、放映、上映及び上演を含む、あらゆる形態の公衆に対するコミュニケーション、

(b) 身振り及びジェスチャー、衣服、標識、旗、紋章及び記章の着用又は掲示を含む、公衆によって観察可能な（前号にいうコミュニケーションの形態を除く）行為、及び、

(c) ある物が、個人又は集団の成員の人種に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を促進し、又は表現することを知りつつ、それを公衆に配布又は流布する行為

第20C条〔人種誹謗の違法性〕

第1項 個人又は集団の成員の人種に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、公然の行為によって煽動することは違法とされる。

2 「禁止される行為」は、第4部第2節で言及されるあらゆる行為を指す（3条）。

第2項 次の各号の行為は、本条により違法とされない。

(a) 前項にいう公然の行為の公正な報告、

(b) 名誉毀損訴訟において(2005年名誉毀損法その他に規定の)絶対的免責の抗弁の対象となる場合における事物の伝達、配布若しくは流布、又は、

(c) ある行為若しくは事柄についての討論若しくは議論、及びそれらの解説を含む、学問、芸術、科学、研究の目的、若しくはその他の公益目的で、合理的にかつ善意でなされた公然の行為

第20D条〔深刻な人種誹謗の罪〕

第1項 個人又は集団の成員の人種に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、次の各号に掲げる方法で、公然の行為によって煽動してはならない。

(a) 個人若しくは集団、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるよう脅す方法、又は、

(b) 個人若しくは集団、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるよう脅すべく、他者を煽動する方法

罪の上限は、

個人の場合には50罰金単位、6ヶ月間の自由刑、又はその併科

法人の場合には100罰金単位

とする。

第2項 本条の罪の起訴は、法務総裁が同意した場合でなければ行うことができない。

第3A部 トランスジェンダーに基づく差別

第5節 トランスジェンダーに対する誹謗

第38R条〔定義〕

この部において「公然の行為」は、次の各号に掲げたものを含む。

(a) 演説、著述、印刷、掲示物の掲示、テープその他の記録物の放送、放

映、上映及び上演を含む、あらゆる形態の公衆に対するコミュニケーション、

(b) 身振り及びジェスチャー、衣服、標識、旗、紋章及び記章の着用又は掲示を含む、公衆によって観察可能な（前号にいうコミュニケーションの形態を除く）行為、及び、

(c) ある物が、

(i) トランスジェンダーであることを理由に個人に対して、又は、

(ii) 団体の成員にトランスジェンダーがいることを理由に団体に対して

憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を促進し、又は表現することを知りつつ、それを公衆に配布又は流布する行為

第38S条〔トランスジェンダーの誹謗の違法性〕

第1項

(a) トランスジェンダーであることを理由に個人に対して、又は、

(b) 団体の成員にトランスジェンダーがいることを理由に団体に対して憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、公然の行為によって煽動することは違法とされる。

第2項 次の各号の行為は、本条により違法とされない。

(a) 前項にいう公然の行為の公正な報告、

(b) 名誉毀損訴訟において（2005年名誉毀損法その他に規定の）絶対的免責の抗弁の対象となる場合における事物の伝達、配布若しくは流布、又は、

(c) ある行為若しくは事柄についての討論若しくは議論、及びそれらの解説を含む、学問、芸術、科学、研究若しくは宗教の討論若しくは教育の目的、若しくはその他の公益目的で、合理的にかつ善意でなされた公然の行為

第4C部 同性愛に基づく差別

第4節 同性愛者に対する誹謗

第49ZS条〔定義〕

この部において「公然の行為」は、次の各号に掲げたものを含む。

(a) 演説、著述、印刷、掲示物の掲示、テープその他の記録物の放送、放映、上映及び上演を含む、あらゆる形態の公衆に対するコミュニケーション、

(b) 身振り及びジェスチャー、衣服、標識、旗、紋章及び記章の着用又は掲示を含む、公衆によって観察可能な（前号にいうコミュニケーションの形態を除く）行為、及び、

(c) ある物が、個人又は集団の成員の同性愛に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を促進し、又は表現することを知りつつ、それを公衆に配布又は流布する行為

第49ZT条〔同性愛者の誹謗の違法性〕

第1項 個人又は集団の成員の同性愛に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、公然の行為によって煽動することは違法とされる。

第2項 次の各号の行為は、本条により違法とされない。

(a) 前項にいう公然の行為の公正な報告、

(b) 名誉毀損訴訟において（2005年名誉毀損法その他に規定の）絶対的免責の抗弁の対象となる場合における事物の伝達、配布若しくは流布、又は、

(c) ある行為若しくは事柄についての討論若しくは議論、及びそれらの解説を含む、学問、芸術、宗教教育、科学、研究の目的、若しくはその他の公益目的で、合理的にかつ善意でなされた公然の行為

第4F部 HIV/AIDS罹患者に対する誹謗

第49ZXA条〔定義〕

この部において、

「HIV/AIDS罹患者」とは、ヒト免疫不全ウイルスに感染した者、又は後天性免疫不全症候群として知られる病状にある者をいう。

「公然の行為」は、次の各号に掲げたものを含む。

(a) 演説、著述、印刷、掲示物の掲示、テープその他の記録物の放送、放映、上映及び上演を含む、あらゆる形態の公衆に対するコミュニケーション、

(b) 身振り及びジェスチャー、衣服、標識、旗、紋章及び記章の着用又は掲示を含む、公衆によって観察可能な（前号にいうコミュニケーションの形態を除く）行為、及び、

(c) ある物が、個人又は集団の成員がHIV/AIDS罹患者である、又はHIV/AIDS罹患者であると考えられる（実際に罹患者であるかは問わない。）という理由に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を促進し、又は表現することを知りつつ、それを公衆に配布又は流布する行為

第49ZXB条 [HIV/AIDS罹患者の誹謗の違法性]

第1項 個人又は集団の成員がHIV/AIDS罹患者である、又はHIV/AIDS罹患者であると考えられる（実際に罹患者であるかは問わない。）という理由に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、公然の行為によって煽動することは違法とされる。

第2項 次の各号の行為は、本条により違法とされない。

(a) 前項にいう公然の行為の公正な報告、

(b) 名誉毀損訴訟において（2005年名誉毀損法その他に規定の）絶対的免責の抗弁の対象となる場合における事物の伝達、配布若しくは流布、又は、

(c) ある行為若しくは事柄についての討論若しくは議論、及びそれらの解説を含む、学問、芸術、科学、研究、宗教の討論若しくは教育の目的、若しくはその他の公益目的で、合理的にかつ善意でなされた公然の行為

第88条〔誹謗の申立て〕

誹謗の申立ては、代表して申立てを行う各人が、次の各号のいずれかの要件を満たさない限り行うことができない。

(a) 申立人が、申し立てられた違反の対象となる行為の根拠となる特性を保持すること、又は、

(b) 申立人が、その特性をもつと主張し、かつその主張を疑う十分な理由がないこと。

第90A条〔誹謗の申立ての調査〕

第1項 調査の対象となる申立てが誹謗の申立てである場合、委員長は文書による通知を行い、申立人に特定の場における申立て対象の複写又は放送の記録を提出するよう求めることができる。

第2項 何人も本条にいう通知の条件を遵守しなければならない。罪の上限は、法人の場合には50罰金単位とし、その他の場合には10罰金単位とする。

1900年犯罪法

Crimes Act 1900

第93Z条〔人種、宗教、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ、インターセックス又はHIV/AIDS罹患に基づく公然の脅迫又は暴力の煽動の罪〕

第1項 公然の行為によって意図的に、又は重過失により、次の事由のいずれかに基づいて個人又は集団に対して脅迫を行い、又は暴力を煽動した者は、有罪とされる。

(a) 他の個人又は集団の1人以上の成員の人種、

(b) 他の個人又は集団の1人以上の成員が特定の宗教的信仰又は宗派をもつこと、

(c) 他の個人又は集団の1人以上の成員の性的指向、

【資料】 オーストラリアのヘイト・スピーチ関連法令

(d) 他の個人又は集団の1人以上の成員のジェンダー・アイデンティティ、
(e) 他の個人又は集団の1人以上の成員がインターセックスであること、
(f) 他の個人又は集団の1人以上の成員がHIV又はAIDS罹患者であること
罪の上限は、

(a) 個人の場合には100罰金単位、3年間の自由刑、若しくはその併科、
又は、

(b) 法人の場合には500罰金単位
とする。

第2項 容疑者による本条の罪の遂行の存否を判断する際に、犯罪の遂行
時点における前項aないしf号にいう他の個人又は集団の成員の属性に関す
る容疑者の想定又は確信の正誤は、無関係なものとする。

第3項 容疑者による本条の意図的な、又は重過失による暴力の煽動の罪
の遂行の存否を判断する際に、容疑者の公然の行為に対し、他者によるある
精神状態の形成、又は暴力行為の実行の存否は無関係なものとする。

第4項 本条の罪の起訴は、公訴局長官の承認なしに開始できない。

第5項 本条において、

「ジェンダー・アイデンティティ」とは、個人の出生時に指定された性別
とは無関係な、ジェンダーに関するアイデンティティ、外見、特徴その他の
個人のジェンダーに関する特徴（医療処置によるものかは問わない。）
をいう。

「インターセックス」とは、次に掲げる身体の、ホルモンの、又は遺伝的
な特徴を持つ地位をいう。

- (a) 完全に女性と男性のいずれでもないこと、
- (b) 女性と男性の結合、又は、
- (c) 女性と男性のいずれでもないこと。

「公然の行為」は、次の各号に掲げたものを含む。

(a) (演説、著述、掲示物の掲示、記録物の再生、ソーシャル・メディア
及びその他の電子的方法による放送及びコミュニケーションを含む) あら
ゆる形態の公衆に対するコミュニケーション、

(b) (身振り及びジェスチャー、衣服、標識、旗、紋章及び記章の着用又は掲示を含む) 公衆によって観察可能な行為、及び、

(c) あらゆる物の公衆に対する配布又は流布
疑いを避けるため、ある行為は私有地で行われたとしても公然の行為となりうることを確認する。

「人種」は、肌の色、国籍、世系及び民族的、民族宗教的若しくは国民的起源を含む。

「宗教的信仰又は宗派」とは、宗教的信仰又は見解を保持すること、又はしないことをいう。

「性的指向」とは、次の各号に掲げるものに対する個人の性的指向をいう。

- (a) 同性の者、
- (b) 異性の者、又は、
- (c) 同性及び異性の者の両方

「暴力」は、暴力的行為を含む。個人又は集団に対する暴力は、個人又は集団それぞれの財産に対する暴力を含む。

1999年犯罪(量刑手続)法

Crimes (Sentencing Procedure) Act 1999

第3部 量刑手続総則

第1節 総則

第21A条 加重、減刑及びその他の量刑の要素

第2項【加重要素】 次の各号に掲げたものを、犯罪の適切な量刑を決定する際に考慮されるべき加重要素とする。

.....

(h) 犯罪が、犠牲者が属すると犯罪者によって信じられていた(特定の宗教、人種の又は民族的起源、言語、性的指向、年齢、特定の障害等の属性をもつ人々のような) 集団に対する憎悪又は偏見によって動機づけられて

いたこと

《クイーンズランド州》

1991年反差別法

Anti-Discrimination Act 1991

第4章 関連する不快な行為（不服申し立ての対象）

第4部 人種的及び宗教的誹謗

第124A条 [人種，宗教，セクシャリティ又はジェンダー・アイデンティティに基づく誹謗]

第1項 個人又は集団の成員の人種，宗教，セクシャリティ又はジェンダー・アイデンティティに基づいて，その個人又は集団に対する憎悪，甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を，公然の行為によって煽動してはならない。

第2項 次の各号の行為は，本条により違法とされない。

(a) 前項にいう公然の行為の公正な報告の公表，

(b) 名誉毀損訴訟において絶対的免責の抗弁の対象となる場合における事物の公表，又は，

(c) ある行為若しくは事柄についての公共的な討論若しくは議論，及びそれらの解説を含む，学問，芸術，科学，研究の目的，若しくはその他の公益目的で，合理的にかつ善意でなされた公然の行為

第5章 関連する非常に不快な行為（不服申し立て及び刑罰の対象）

第3部 差別的広告

第127条 [差別的広告]

第1項 何人も，ある広告が本法に違反する方法で行動する意図を示す場合，その広告を公表若しくは掲示し，又はその許可を与えてはならない。

刑罰：罪の上限は，

(a) 個人の場合には35罰金単位，又は，

(b) 法人の場合には170罰金単位とする。

第1A項 疑いを除去するため、ある広告が、21歳未満の労働者のためのものである限りにおいて(特定の年齢、特定の年齢集団を明示しているかは問わない。)、前項がその広告に適用されないことを確認する。

第2項 被申立人が、当該公表又は掲示がなされることを妨げるための合理的な対策を講じたことを蓋然性の均衡により証明すれば、本法によりなされる第1項違反の申立てに対する抗弁とすることができる。

第3項 被申立人が、当該公表又は掲示がなされることを妨げるための合理的な対策を講じた場合、第1項の罪を免責される。

第128条〔誘因〕

何人も、違法な広告の公表又は掲示を誘因するために、他者に対して虚偽の、又は誤解を招く言明を意図的に、又は重過失により行ってはならない。

刑罰：罪の上限は、

(a) 個人の場合には35罰金単位、又は、

(b) 法人の場合には170罰金単位

とする。

第5A章 深刻な人種的及び宗教的誹謗

第131A条〔深刻な人種、宗教、セクシャリティ又はジェンダー・アイデンティティに基づく誹謗の罪〕

第1項 個人又は集団の成員の人種、宗教、セクシャリティ又はジェンダー・アイデンティティに基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、次の各号に掲げる方法で、公然の行為によって意図的に、又は重過失により煽動してはならない。

(a) 個人若しくは集団、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるよう脅す方法、又は、

(b) 個人若しくは集団、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加

【資料】 オーストラリアのヘイト・スピーチ関連法令

えるよう脅すべく、他者を煽動する方法

刑罰：罪の上限は、

(a) 個人の場合には70罰金単位若しくは6ヶ月の自由刑、又は、

(b) 法人の場合には350罰金単位

とする。

第2項 前項の犯罪に関して、1886年司法法の下で申立てにより訴訟が開始される前に、法務官の書面による同意を得なければならない。

第3項 第155条第2項又は第226条の手続により、第1項の罪を問うことはできない。

第4項 本条において、

「法務官」とは、法務総裁又は公訴局長官をいう。

《オーストラリア首都特別地域》

1991年差別法

Discrimination Act 1991

第7部 その他の違法行為

第67A条〔違法な誹謗〕

第1項 次の各号に掲げる事由に基づいて、個人又は集団に対する憎悪、嫌悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を煽動することは、私的になされる場合を除いて、違法とされる。

(a) 障害、

(b) ジェンダー・アイデンティティ、

(c) HIV/AIDSへの罹患、

(d) インターセックス、

(e) 人種、

(f) 宗教的信念、

(g) セクシャリティ

第2項 ただし、次の各号の行為は、本条により違法とされない。

- (a) 前項にいう行為に関する公正な報告、
- (b) 名誉毀損訴訟において絶対的免責の抗弁の対象となる物から成る、あらゆる事物の伝達、配布若しくは流布、又は、
- (c) ある事柄についての討論若しくは議論、及びそれらの説明を含む、学問、芸術、科学、研究の目的、若しくはその他の公益目的で、合理的にかつ誠実になされた前項にいう行為の遂行

第3項 本条において、

「HIV/AIDSへの罹患」とは、ヒト免疫不全ウイルスへの感染、又は後天性免疫不全症候群の罹患の状態をいう。

第69条〔違法な広告〕

- (a) 第3部、第5部又はこの部の規定によって違法とされる行為を行う意図を示す、又は、
- (b) そのような意図を示すものと合理的に理解できる、あらゆる物の広告を出すことは違法とされる。

2002年刑法

Criminal Code 2002

第7A章 その他の犯罪

第750条 深刻な誹謗

第1項 次の各号の要件を満たす場合、ある者は罪を犯したものとする。

- (a) その者が、意図的に行為を実行し、
- (b) その行為が、脅迫的な行為であり、
- (c) その者が、次の各号のいずれかの事由に基づいて、個人又は集団に対する憎悪、嫌悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を煽動したことにつき重過失であり、
 - (i) 障害、

- (ii) ジェンダー・アイデンティティ,
 - (iii) HIV/AIDSへの罹患,
 - (iv) インターセックス,
 - (v) 人種,
 - (vi) 宗教的信念,
 - (vii) セクシャリティ,
- (d) その行為が、私的な場以外でなされ、かつ、
- (e) その者が、その行為が私的な場以外でなされたことについて重過失である場合
- 罪の上限は、50罰金単位とする。

第2項 本条において、

「障害」は、1991年差別法第5AA条の定義に従う。

「ジェンダー・アイデンティティ」は、1991年差別法の字引に従う。

「HIV/AIDSへの罹患」とは、ヒト免疫不全ウイルスへの感染、又は後天性免疫不全症候群の罹患の状態をいう。

「インターセックス」は、1991年差別法の字引に従う。

「人種」は、1991年差別法の字引に従う。

「宗教的信念」は、1991年差別法の字引に従う。

「セクシャリティ」は、1991年差別法の字引に従う。

「脅迫的行為」とは、ある者が、

- (a) ある行為により、個人若しくは前項 (c) (i) ないし (vi) にいう集団の成員、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるよう意図的に脅す行為、又は、
- (b) 重過失により、同様の害悪を加えるよう脅すべく他者を煽動する行為をいう。

《西オーストラリア州》

刑法

Criminal Code

第11章 人種的ハラスメント及び人種憎悪の煽動

第76条〔定義〕

本章において、

「ある者に対する敵意」とは、ある者に対する憎悪又は甚だしい侮辱をいう。

「掲示」とは、公共の場における、又はその視界の範囲での掲示をいう。

「配布」とは、公衆又は公衆の一部に対する配布をいう。

「嫌がらせをする」は、脅迫すること、深刻に、かつ重大に虐待すること、又は激しく嘲笑することを含む。

人種集団の「成員」は、人種集団と関係する者を含む。

「公表する」とは、公衆又はその一部に対して公表することをいう。

「人種集団」とは、人種、肌の色又は民族的若しくは国民的起源によって定義される集団をいう。

「文書又は写真」とは、ポスター、グラフィティ、標識、プラカード、書籍、雑誌、新聞、リーフレット、ちらし、著述、碑文、写真、絵画その他の可視的表現物いう。

第77条〔人種的敵意又は人種的ハラスメントを煽動することを意図した行為〕

人種集団又はその成員としての個人に対する敵意又はハラスメントを生み出し、促進し、又は増進することを意図した行為を行った者は、私的になされる場合を除いて有罪とし、14年間の自由刑に処する。

代替的犯罪：78, 80A, 80B条

第78条〔人種的敵意又は人種的ハラスメントを煽動する可能性の高い行為〕

人種集団又はその成員としての個人に対する敵意又はハラスメントを生み出し、促進し、又は増進する可能性の高い行為を行った者は、私的になされる場合を除いて有罪とし、5年間の自由刑に処する

代替的犯罪：80A, 80B条

陪審によらない有罪判決の場合の刑罰：2年間の自由刑及び24,000ドルの罰金

第79条〔人種的敵意又は人種的ハラスメントを煽動する意図による流布目的での物の所有〕

ある者が、

(a) 何人によるかを問わず、公表され、配布され、又は掲示されることを意図して、脅迫的な、又は口汚い文書又は写真を所有し、かつ、

(b) その物の公表、配布又は掲示が、人種集団又はその成員としての個人に対する敵意又はハラスメントを生み出し、促進し、又は増進することを意図した場合、

有罪とし、14年間の自由刑に処する。

代替的犯罪：80, 80C, 80D条

第80条〔人種的敵意又はハラスメントを煽動する可能性の高い物の流布目的での所有〕

(a) 何人によるかを問わず、公表され、配布され、又は掲示されることを意図して、脅迫的な、又は口汚い文書又は写真を所有し、かつ、

(b) その物の公表、配布又は掲示が、人種集団又はその成員としての個人に対する敵意又はハラスメントを生み出し、促進し、又は増進する可能性が高い場合、

その物を所有する者を有罪とし、5年間の自由刑に処する。

代替的犯罪：80C, 80D条

陪審によらない有罪判決の場合の刑罰：2年間の自由刑及び24,000ドルの罰金

第80A条〔人種的ハラスメントを意図した行為〕

人種集団又はその成員としての個人に対するハラスメントを意図した行為を行った者は、私的になされる場合を除いて有罪とし、5年間の自由刑に処する。

代替的犯罪：78, 80B条

陪審によらない有罪判決の場合の刑罰：2年間の自由刑及び24,000ドルの罰金

第80B条〔人種的ハラスメントとなる可能性の高い行為〕

人種集団又はその成員としての個人に対するハラスメントとなる可能性の高い行為を行った者は、私的になされる場合を除いて有罪とし、3年間の自由刑に処する。

陪審によらない有罪判決の場合の刑罰：12ヶ月間の自由刑及び12,000ドルの罰金

第80C条〔人種的ハラスメントを行う意図による掲示目的での物の所有〕

ある者が、

(a) 何人によるかを問わず、掲示されることを意図して、脅迫的な、又は口汚い文書又は写真を所有し、かつ、

(b) その物の掲示が、人種集団又はその成員としての個人に対するハラスメントとなるをことを意図した場合、

【資料】 オーストラリアのヘイト・スピーチ関連法令

有罪とし、5年間の自由刑に処する。

代替的犯罪：80, 80D条

陪審によらない有罪判決の場合の刑罰：2年間の自由刑及び24,000ドルの罰金

第80D条〔人種的ハラスメントとなる可能性の高い物の掲示目的での所有〕

(a) 何人によるかを問わず、掲示されることを意図して、脅迫的な、又は口汚い文書又は写真を所有し、かつ、

(b) その物の掲示が、人種集団又はその成員としての個人に対するハラスメントとなる可能性が高い場合、

その物を所有する者を有罪とし、3年間の自由刑に処する。

陪審によらない有罪判決の場合の刑罰：12ヶ月間の自由刑及び12,000ドルの罰金

第80E条〔行為及び私的行為〕

第1項 77, 78, 80A及び80B条にいう行為は、一定期間にわたって何度もなされる行為を含むものとする。

第2項 77, 78, 80A及び80B条の解釈において、次の各号に掲げる行為は、私的になされたものとみなされない。

(a) 公衆又はその一部とのあらゆる形態のコミュニケーションから成る行為、又は、

(b) 公共の場において、又は公共の場にいる者が見聞きしうる範囲でなされる行為

第80F条〔人種集団の存在又は会員資格に関する確信〕

77, 79, 80A, 80C, 313, 317, 317A, 338B又は444条の犯罪手続の解釈に

において、集団が人種集団であるか、又は個人が人種集団の成員であるかは、被疑者が犯罪の時点で当該集団が人種集団であると信じ、又は場合により、当該個人が人種集団の成員であると信じる限り、無関係なものとする。

第80G条〔抗弁〕

第1項 被疑者の行為が、次の各号に掲げる場合において、合理的に、かつ善意によりなされたことを証明した場合、78条又は80B条の罪に対する抗弁とすることができる。

(a) 芸術作品の上演、展示若しくは配布の場合、

(b) 次の目的でなされた言明、公表、討論、議論若しくはその他の行為の過程における場合、

(i) 真摯な学問的、芸術的、宗教的、又は科学的目的、若しくは、

(ii) 公益目的、又は、

(c) 公益に関する事件若しくは事物の公正かつ正確な報告若しくは分析を行い、若しくは公表する場合、

第2項 被疑者の行為が、次の各号に掲げる場合において、合理的に、かつ善意により公表、配布、掲示されることを意図したことを証明した場合、80条又は80D条の罪に対する抗弁とすることができる。

(a) 芸術作品の上演、展示若しくは配布の場合、

(b) 次の目的でなされた言明、公表、討論、議論若しくはその他の行為の過程における場合、

(i) 真摯な学問的、芸術的、宗教的、又は科学的目的、若しくは、

(ii) 公益目的、又は、

(c) 公益に関する事件若しくは事物の公正かつ正確な報告若しくは分析を行い、若しくは公表する場合、

第80H条〔起訴の同意〕

77、78、79又は80条による起訴は、公訴局長官の同意なしに開始できない。

第801条〔「人種的加重の状況」の意味〕

313, 317, 317A, 338B及び444条において、「人種的加重の状況」とは次の各号の場合をいう。

(a) 犯罪遂行の直前、最中又は直後に、犯罪者が、全体的又は部分的に、犠牲者が人種集団の成員であることに基づいて、犠牲者に対して敵意を示す場合、又は、

(b) 犯罪者が、全体的又は部分的に、人種集団の成員としての個人に対する敵意によって動機づけられている場合

《南オーストラリア州》

1936年民事責任法

Civil Liability Act 1936

第9部 その他の事項

第10節 人種的迫害

第73条〔人種的迫害〕

第1項 本条において、

「人種的迫害行為」とは、個人又は集団の成員の人種に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を煽動する公然の行為をいう。ただし、次の各号に掲げる行為を含まない。

(a) 他者の行為の公正な報告の公表、

(b) 名誉毀損訴訟において絶対的免責の抗弁の対象となる場合における事物の公表、又は、

(c) (合理的な公的討論、議論及び解説を含む) 学問、芸術、科学、研究若しくはその他の公益目的で、善意によりなされた合理的な行為「損傷³」とは、次の各号に掲げるものをいう。

3 ここでは類義語が並んでいるが、detrimentは損傷、injuryは傷、damageは損害、lossは損失、distressは苦痛と訳した。

- (a) 傷, 損害若しくは損失, 又は,
 - (b) 脅迫, ハラスメント又は屈辱の性質をもった苦痛
- 「公然の行為」とは, 次の各号に掲げるものをいう。

- (a) あらゆる形態の公衆とのコミュニケーション, 又は,
- (b) 公共の場における行為

個人の「人種」とは, ある者又はその者が同居し, 若しくは交際する他の, 国籍, 出身国, 肌の色又は民族的起源をいう。

第2項 損傷を帰結する人種の迫害行為は, 損傷を被る者により, 不法行為として訴えることができる。

第3項 人種的迫害に対する損害賠償の訴えにおいて, 損害賠償は, あらゆる形態の損傷を補償するために与えることができる。

第4項 同一の行為又は同一の一連の行為に関して与えられる損害賠償の総額は, 40,000ドルを超えることができない。

第5項 前項に定めた制限を適用するとき, 裁判所は, 同一の行為又は同一の一連の行為に関して, 刑事訴訟における裁判所が, 被告を人種的迫害の, 単一または複数の罪で有罪とする際に与えた損害賠償を考慮しなければならない。

第6項 裁判所は, 人種的迫害行為に関して損害賠償を与える前に,

(a) 当該行為によって危害を受けた可能性のあるすべての者が, 訴訟において損害を主張する合理的機会を付与されるよう確保するための, 合理的な措置をとらなければならない, 又は,

(b) 出廷していない潜在的な申立人の利益を保護するために, 個々の状況で合理的かつ必要と思われるその他の対策をとらなければならない。

1996年人種誹謗法

Racial Vilification Act 1996

第1条〔略称〕

本法は, 1996年人種誹謗法として引用できる。

第3条〔解釈〕

本法において、

「DPP」とは、公訴局長官をいう。

「公然の行為」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (a) あらゆる形態の公衆とのコミュニケーション、又は、
- (b) 公共の場における行為

個人の「人種」とは、ある者又はその者が同居し、若しくは交際する他者の、国籍、出身国、肌の色又は民族的起源をいう。

「脅迫」は、次の各号に掲げるものを含む。

- (a) 脅迫が含意された行為、
- (b) 条件を示した脅迫

第4条〔人種誹謗〕

個人又は集団の成員の人種に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱又は激しい嘲笑を、次の各号に掲げる方法で、公然の行為によって煽動してはならない。

- (a) 個人若しくは集団、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるよう脅す方法、又は、
- (b) 個人若しくは集団、若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるよう脅すべく、他者を煽動する方法

罪の上限は、

法人の場合には25,000ドル

自然人の場合には5,000ドル、3年間の自由刑、又はその併科とする。

第5条〔起訴の際の公訴局長官の同意要件〕

本法の罪の起訴は、公訴局長官の文書による同意なしに開始できない。

第6条〔損害賠償〕

第1項 本法の罪で有罪を宣告した裁判所は、被告に対して（懲罰的損害賠償を含む）損害賠償を与えることができる。

第2項 前条の損害賠償は、次の各号に掲げる主体に与えることができる。

(a) 罪が特定の個人に向けられていた場合、その個人

(b) 罪が特定の人種集団の成員に向けられていた場合、当該集団の利益を促進するために設けられた組織

第3項 同一の行為又は同一の一連の行為に関して与えられる損害賠償の総額は、40,000ドルを超えることができない。

第5項 前項に定めた制限を適用するとき、裁判所は、同一の行為又は同一の一連の行為に関して、人種的迫害の不法行為に関する民事訴訟において与えられた損害賠償を考慮しなければならない。

第6項 裁判所は、本条による損害賠償を与える前に、

(a) 被告人の行為によって危害を受けた可能性のあるすべての者が、訴訟において損害を主張する合理的機会を付与されるよう確保するための、合理的な措置をとらなければならない、又は、

(b) 出廷していない潜在的な申立人の利益を保護するために、個々の状況で合理的かつ必要と思われるその他の対策をとらなければならない。

《ビクトリア州》

2001年人種的、宗教的寛容法

Racial and Religious Tolerance Act 2001

第2部 違法行為

第1節 違法な誹謗

第7条〔人種誹謗の違法性〕

第1項 何人も、他の個人又は集団の人種⁴に基づいて、その個人又は集団

4 本法において、「人種」には、肌の色、世系又は祖先、国籍又は国民的起源、民族又

に対する憎悪、甚だしい侮辱、嫌悪又は激しい嘲笑を煽動する行為を行ってはならない。

第2項 前条の解釈において、行為は、

(a) 単一の機会になされるもの、若しくは一定期間にわたって何度もなされるものを含み、かつ、

(b) ビクトリア州内外でなされるものを含む。

第8条〔宗教的誹謗の違法性〕

第1項 何人も、他の個人又は集団の宗教的信仰又は活動⁵に基づいて、その個人又は集団に対する憎悪、甚だしい侮辱、嫌悪又は激しい嘲笑を煽動する行為を行ってはならない。

第2項 前条の解釈において、行為は、

(a) 単一の機会になされるもの、若しくは一定期間にわたって何度もなされるものを含み、かつ、

(b) ビクトリア州内外でなされるものを含む。

第9条〔動機及び支配的な根拠の無関係性〕

第1項 ある者が第7条又は前条に違反したかを判断する場合、その者が行為を行う際の動機は無関係なものとする。

第2項 ある者が第7条又は前条に違反したかを判断する場合、他の個人又は集団の人種又は宗教的信仰若しくは活動が実質的な根拠である限り、それが唯一の又は支配的な行為の根拠であるかは無関係なものとする。

第10条〔人種又は宗教的信仰若しくは活動に関する不正確な想定〕

ある者が第7条又は第8条に違反したかを判断する場合、その者が、違反

は民族的起源が含まれる。また、2以上の人種が集散的に「人種」と称されている場合には、それを構成する個々の、又は全体の人種が含まれる（以上、3条）。

5 「宗教的信仰又は活動」は、「合法的な宗教的信仰を保持する、又はしないこと」、「合法的な宗教的活動を行うこと、行わないこと、又は行うのを拒むこと」をいう（3条）。

行為の遂行時点において、他の個人又は集団の人種又は宗教的信仰若しくは活動に関して不正確な思い込みをしていたかは無関係なものとする。

第11条〔例外—公共的行為〕

第1項 ある者が、次の各号の場合において、合理的に、かつ善意により行動したことを証明した場合には、第7条又は第8条に違反しない。

(a) 芸術作品を上演、展示、若しくは配布する場合、

(b) 次の各号の目的でなされた、言明、出版、討論若しくは議論、又はその他の行為の過程における場合、

(i) 学問、芸術、宗教若しくは科学に関する目的、若しくは、

(ii) 公益に関するあらゆる目的、又は、

(c) 公的関心の対象となる事件若しくは問題の公正かつ正確な報告を行い、若しくは公表する場合

第2項 前項b号(i)の解釈において、宗教的目的は、宗教の伝道若しくは教育、又は改宗の訴えを含むが、それらに限定されない。

第12条〔例外—私的行為〕

第1項 ある者が、行為に関係した者がもっぱら自分達で見聞きされることを望んだ事実を示すと合理的に解釈しうる状況において行為したことを証明した場合には、第7条又は第8条に違反しない。

第2項 前項の規定は、行為に関係した者が、他者によって見聞きされることを合理的に期待すべき状況でなされた行為には適用されない。

第24条〔深刻な人種誹謗の罪〕

第1項 ある者(犯罪者)は、他の個人又は集団の人種に基づいて、次の各号がなされる可能性が高いと認識する行為を意図的に行ってはならない。

(a) 他の個人又は集団に対する憎悪の煽動、及び、

(b) 他の個人若しくは集団、又はそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるという脅し、又は他者に対するそのような脅しの煽動

刑罰：

法人の場合には300罰金単位

その他の場合には6ヶ月間の自由刑，60罰金単位，又はその併科

第2項 ある者（犯罪者）は，他の個人又は集団の人種に基づいて，その個人又は集団に対する甚だしい侮辱，嫌悪又は激しい嘲笑を煽動する可能性が高いと認識する行為を意図的に行ってはならない。

刑罰：

法人の場合には300罰金単位

その他の場合には6ヶ月間の自由刑，60罰金単位，又はその併科

第3項 第1項及び前項の解釈において，行為は，

(a) 単一の機会になされるもの，又は一定期間にわたって何度もなされるものを含み，かつ，

(b) ビクトリア州内外でなされるものを含む。

第4項 第1項又は第2項の罪の起訴は，公訴局長官の文書による同意なしに開始できない。

第25条〔深刻な宗教的誹謗の罪〕

第1項 ある者（犯罪者）は，他の個人又は集団の宗教的信仰又は活動に基づいて，次の各号がなされる可能性が高いと認識する行為を意図的に行ってはならない。

(a) 他の個人又は集団に対する憎悪の煽動，及び，

(b) 他の個人若しくは集団，若しくはそれらの財産に対して物理的な害悪を加えるという脅し，又は他者に対するそのような脅しの煽動

刑罰：

法人の場合には300罰金単位

その他の場合には6ヶ月間の自由刑, 60罰金単位, 又はその併科

第2項 ある者(犯罪者)は, 他の個人又は集団の宗教的信仰又は活動に基づいて, その個人又は集団に対する甚だしい侮辱, 嫌悪又は激しい嘲笑を煽動する意図をもって, 意図的に行為を行ってはならない。

刑罰:

法人の場合には300罰金単位

その他の場合には6ヶ月間の自由刑, 60罰金単位, 又はその併科

第3項 第1項及び前項の解釈において, 行為は,

(a) 単一の機会になされるもの, 又は一定期間にわたって何度もなされるものを含み, かつ,

(b) ビクトリア州内外でなされるものを含む。

第4項 第1項又は第2項の罪の起訴は, 公訴局長官の文書による同意なしに開始できない。

第26条 [人種又は宗教的信仰若しくは活動に関する不正確な想定]

ある者が第24条又は前条の罪を犯したかを判断する場合, その者が, 違反行為の遂行時点において, 他の個人又は集団の人種又は宗教的信仰若しくは活動に関して不正確な思い込みをしていたかは無関係なものとする。